

「民法（相続法）改正を税務から見る」

税理士法人ファミリー

税理士 山本和義 氏

令和元年 7 月 2 日

大阪第一ホテルにて

【要約】

◆配偶者の居住権を保護

○「配偶者短期居住権」＝同居していた配偶者は、夫が死後、最短 6 か月は無償で住める。

○「配偶者居住権」

- ・同居かつ遺産分割又は遺贈で権利を取得すれば、終身無償で住める。
- ・ただし夫（被相続人）の単独所有か、夫と配偶者の共有であること。
- ・父と子の共有、あるいは父、母、子の共有の場合は認められない。
- ・配偶者に配偶者居住権が認められると、子は配偶者居住権という負担が付いた不動産を相続することになる。
- ・配偶者が亡くなれば、配偶者居住権は消滅する。子の完全所有権になる。

- ・配偶者居住権を登記すれば第三者に対抗できる。
- ・二次相続を考えた場合でも、配偶者居住権を取得した方が有利。
- ・配偶者居住権の敷地部分も小規模宅地の特例対象になる。

◆遺産分割に関する見直し

- ・婚姻期間が 20 年以上の夫婦の一方の配偶者が、他方配偶者に対し、建物又は敷地を遺贈又は贈与した場合は「持戻しの免除の意思表示」があったものと推定。
- ・遺産分割が終わるまでは、自分の相続分の払い戻しを受けられなくなったので、相続人の資金需要に対応できる「遺産分割前の払戻し制度」が創設。ただし上限 150 万円まで。
- ・こういった制度が創設されたが、実際は、急な資金対応には間に合わないのでは。

◆遺言制度の見直し

- ・①自筆証書遺言の要件緩和、②法務局での保管制度の創設
- ・自筆証書遺言の本文は自書。財産目録はワープロ打ち等でOK。
- ・法務局での保管が可能なので紛失、改竄等の心配はなくなった。
- ・法務局で保管する際、遺言書の形式チェックが行われるので、無効になることは防止できる。
- ・自筆証書遺言の保管制度は来年 7 月 1 日から。
- ・預けた自筆証書遺言書はいつでも返還を受けて撤回できる。
- ・公正証書遺言は返還を受けて撤回できない。日付の新しい遺言書を作成することで対応。
- ・預けた自筆証書遺言は保管の有無を照会できる。
- ・自筆証書遺言の閲覧、証明書の発行があれば、法務局から関係者にその旨の通知がいく。

◆遺留分制度の見直し

- ・遺留分の算定につき、相続人への生前贈与は従来期限が無かったが、10 年以内のものに限ると改正。ただし遺言書がなかったら遡る期限は無制限。
- ・従って、相続人に対する生前贈与があつて、それに加えて遺言書が残されている場合と遺言書が残されていない場合では、相続できる財産額は違って来る。
- ・「遺留分減殺請求権」が「遺留分侵害額請求権」に変更。結果、遺留分の侵害は金銭での支払いがOK。

◆特別寄与制度

- ・相続人以外にも特別な寄与を認めることにした。
- ・これにより、義理の父母の面倒を見る嫁にも寄与分が認められる。
- ・ただし、生前贈与があれば、高額の税金がかかってしまうこともあるので要注意。

【本文】

1. はじめに

改正された民法については、これまでにお話を伺っておられるでしょうから、今日は改正民法の税務に関する部分についてお話をさせていただきます。配偶者居住権の創設、自筆証書遺言の方式緩和と法務局での保管制度の創設、遺言書の見直しも含めたところの遺留分制度についての見直し、預貯金の払い戻しについて仮払い的に認める制度や特別寄与制度の創設といったところが中心になるかと思えます。

なお改正民法は、今年の7月1日からスタートしています。しかし自筆証書遺言の方式緩和はすでに1月13日から始まっていますし、配偶者の居住権を確保するための施策等については来年の4月1日からのスタートです。また自筆証書遺言を法務局が預かる制度は来年の7月10日からです。このように項目により施行期日にばらつきはありますが、いずれにしても近々すべての法律が施行されます。

2. 配偶者の居住権を保護

①「配偶者短期居住権」と「配偶者居住権」

今回の民法改正の中で一番影響があるのは、配偶者の居住権を保護するための方策である「配偶者短期居住権」と「配偶者居住権」が制定されたことです。

「配偶者短期居住権」は、配偶者が相続開始前に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合、被相続人が亡くなった後6か月は無償でその家屋に住むことができる権利です。6か月が最短期間で、それよりも長くなることもあります。それだけの期間は安心してその家に住めます。

もう1つの「配偶者居住権」は、“長期”という表現を使っていませんが、基本終身その家に居住できる権利です。実際は、この配偶者居住権を活用することが多いかと思えます。

配偶者がこの配偶者居住権を取得するためには、被相続人の建物に相続開始時に居住していたことと、遺産分割又は遺贈によって配偶者居住権を取得すること。この2つの要件を満たす必要があります。

しかし相続開始時に、その居住建物が配偶者以外の者との共有であれば、配偶者居住権は成立しません。

具体的には《資料1》をご覧ください。①の「被相続人(父)の単独所有」、または②の「被相続人と配偶者との共有」であれば、配偶者居住権は設定できますが、被相続人と配偶者以外の者が所有者になっている場合、つまり③の「父と子の共有」、④の「父、母、子の共有」となっている場合は、他の共有持分権者の利益が不当に害されることとなりますので、配偶者居住権の成立は認めないことにしています。

ですから、お父さんが生前に配偶者居住権の設定を考えていて、居住建物が父と子の共有関係になっているのであれば、子の持分は生前に消しておかなければなりません。

なお、この配偶者居住権は遺言での設定が可能ですが、配偶者居住権を記載した遺言は、令

和2年4月1日以降に作成したものでなければなりません。その点ご注意ください。

②配偶者居住権と居住用不動産は分離して相続できる

この配偶者居住権は、配偶者が死ぬまでその住居を利用できる権利として設定されるでしょうから、実務ではどういう影響が出てくるのか少し検討してみます。

例えば、お父さんが単独で自宅住居を所有しているとします。そのお父さんが亡くなった後は、お母さんにそこに住むことができる配偶者居住権を与え、不動産（土地、建物）そのものは長男に相続させる。つまり長男は、配偶者（母）が居住できる権利のついた負担付所有権を相続することになります。

こういう相続であれば、法務省の解説では、配偶者が相続するのは完全所有権付きの不動産ではなく住むことができるだけの権利だから、これを金額計算すれば相続財産は少ないだろうから、実際の相続にあたっては、それ以外の財産も多めに相続できるはず。従って、住むところが確保されて、なおかつお金も多めに相続できるようになるので、老後は安心という説明がされています。

確かにそうだと思いますが、そのこのところをより分かりやすくするために別の事例で再度ご説明します。

今度は、配偶者といっても再婚した後妻さんが配偶者居住権を取得するとします。先妻のお子さんは負担付所有権の不動産を相続する。ご主人からすれば、再婚した奥さんにはそこに安心して生涯住めるようにしてやりたい。でもその奥さんが亡くなった後は、その不動産は自分の血の繋がった実の子に相続させたい。

こういう時、これを確実な方法で行うには「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」という信託の制度を使えば容易にできます。しかしこの制度が出来て10年以上になりますが、あまり利用されていないのが実情です。これと全く同じことが、今回の民法改正でできるようになりました。「信託」といった面倒臭いことはしなくてもいいのです。

すなわち配偶者には、その家に終身住むことのできる権利だけを与え、不動産そのものは負担付き所有権けれども自分の子に相続させればいい。たったそれだけです。なぜなら後妻さんの配偶者居住権は、配偶者が死亡すると消滅しまい。本人が亡くなったその時点でその権利は無くなります。

結果、負担付所有権であった不動産は、配偶者の死亡とともに子の完全所有権に変わります。

ですから信託を使って、“まずは後妻さんに。その後は実の子に”ということが、これを使えば簡単に実現するのです。

③配偶者居住権は登記できる

この配偶者居住権は登記ができます。負担付き所有権を相続したお子さんが第三者にその権利を売ってしまった場合、配偶者は第三者に対抗できなくなってしまいます。配偶者はそれで

は困りますので、建物価格の1000分の2の税率での登録免許税がいますが、登記さえすれば、これで第三者に対抗できます。ひとまず安心です。

少し悩ましいのは、金融機関がその不動産を担保に融資していた場合です。ご主人が亡くなったので配偶者居住権を設定した。そうなったらどちらの権利が優先されるのか。もちろん登記の後先で決めることになるのですが、もし金融機関がその居住用不動産を売却して融資の資金を回収しようと思っても、配偶者居住権が登記されていたら、売る先が限定されたり、売時の価格が減額されたりすることが当然起こります。

ですから金融機関としても、売却する前になんらかの話し合いをせざるをえないのではないのでしょうか。登記することによって、一定の歯止めがかかるはずですよ。

④配偶者が遺贈によって取得

配偶者居住権は、遺産分割によって取得することもできますが、遺言書に「配偶者に遺贈する」と書いてあれば、それでもOKです。そのどちらかを要件（別に審判によっても取得することができる）としています。

この“遺贈”という言葉に少し違和感があるのではないのでしょうか。普通、相続人に対して遺言書で「遺贈する」とは書きません。相続人に財産を残すときは「相続させる」と書くのが普通です。そこをわざわざ「遺贈する」としています。その理由はこういうことです。

「遺贈する」と書いてあれば、配偶者がこの配偶者居住権の取得を望まない場合、「ノーサンキュー」と言えるのです。しかし「相続させる」と書いてあれば、財産が配偶者居住権だけだったらいのですが、財産が他にもあれば「配偶者居住権だけは要らない」とは言えないのです。全部要らないとするか、全部受けとるか。その二者択一になってしまうのです。

その点、「遺贈する」と書いてあれば、受ける方は「これは要らない。他は相続します」という選択が可能なのです。

ですから文言としては「遺贈する」と書くのが正解です。これが注意点です。もちろん全部相続するのであれば、「相続させる」と書いてあったとしても何ら問題はありません。場合によっては、そういう言葉の使い方も必要ということですよ。

3. 遺産分割に関する見直し

①配偶者保護のための方策

次は、遺産分割に関する見直しです。これも配偶者保護のための方策で「持戻し免除の意思表示の推定規定」が入りました。

何が「持戻し免除の意思表示」かということ、婚姻期間が20年以上の夫婦の一方の配偶者が、他方配偶者に対し、その居住用建物又はその敷地を遺贈又は贈与した場合、民法第903条第3項の「持戻しの免除の意思表示」があったものと推定し、遺産分割においては居住用不動産の持戻し計算は不要としたということです。

税法で、婚姻期間 20 年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与は、贈与税の配偶者控除を受けられる制度がありますが、これを民法が後追いたした形です。

税法と違うところは、税法では居住用不動産だけではなくて、その居住用不動産を配偶者が取得するためのお金 2000 万円も特例制度の対象とされますが、民法の持戻し免除の推定規定は、居住用不動産に限るとなっています。

ですからお金で渡した場合、それを持戻し免除にするのであれば、遺言書にそのことを明確に記載しておく必要があります。

②遺産分割前の払戻し制度の創設

次は「遺産分割前の払戻し制度」の創設です。

ではなぜこれが必要になったかという、平成 28 年 12 月 19 日の最高裁判決で「相続された預貯金債権も遺産分割の対象財産に含まれる」ことになったからです。この判決により、従来可能だった共同相続人による単独での払戻しができなくなったのです。

このため、葬儀費用の支払いや当面の生活費などの資金需要があっても、遺産分割が終わるまでは、自分の相続分でも銀行からの払い戻しを受けられなくなったのです。これでは実生活にも支障が出てきます。

そこで今回、遺産分割における公平性を図りつつ相続人の資金需要に対応できるよう 2 つの制度を設けました。

1 つは預貯金債権の一定割合については、家庭裁判所の判断がなくても金融機関の窓口で支払いを受けられるようにしました。

簡単に言えば、他の共同相続人の同意が無くても、預貯金の払戻しを受けることができるのです。その払戻しできる金額は次の算式によりますが、上限があって 150 万円までです。

【単独で払戻しができる額＝（相続開始時の預貯金債権の額）×（3分の1）×（当該払戻しを求める共同相続人の法定相続分）】

なお、令和元年 7 月 1 日前に開始した相続であっても、同日以後であれば、この制度に基づく預貯金の払戻し請求は可能です。

では一体いくらまで払い戻しを受けられるのかを、子 2 人で法定相続分 2 分の 1 という場合（資料 2）でご説明します。

A 銀行に払戻しを請求する時に普通預金 150 万円、定期預金 300 万円あったとして、計算式は、普通預金は（150 万円×3 分の 1×2 分の 1）ですから 25 万円、定期預金は（300 万円×3 分の 1×2 分の 1）で 50 万円です。

このケースでは、合計 75 万円までは単独で払戻しができます。

では「普通預金から 75 万円を払って下さい」といえるかというと、それはできません。預金

の種類ごとですから、普通預金から 25 万円、定期預金から 50 万円ということになります。

ただし定期預金に関しては、銀行の約定で「一部払い戻しは出来ない」と規定していることが多いと思われるので、定期預金については銀行から「ダメ」と言われてしまうと、普通預金の 25 万円しか払戻しを受けられないということです。

これは銀行ごと、預金ごとに考えますので、A 銀行ではこれだけですが、B 銀行に預金があれば、同じような計算で払い戻しを受けることができます。

仮に 4 行あれば 1 銀行 150 万円ですから、4 行合計でマックス 600 万円まで払戻しを受けることができます。

法務省が 150 万円と定めた理由の 1 つに、銀行との取引口座数が平均して 3.5 行だったことから 150 万円×3.5 行で、500 万円くらいの金額は受けることができるでしょう。それだけあれば当面の生活費には困らないのではというようなことで定めたと聞いています。

もう 1 つ支払いを受けられる制度は、家庭裁判所を通じて認めてもらう方法です。

今申し上げたように他の共同相続人の協力なしで払い戻しを受けられる金額は 150 万円が上限ですが、もっと多くのお金が必要という場合は、家庭裁判所に申し立てをすれば、より多くの仮払いを認めてもらえます。

その要件が、今回緩和されました。ですから比較的大口の資金需要があるようならば、家庭裁判所を通じての対応になるだろうと思います。

では 150 万円までだったら、銀行に行けばすぐに出してもらえるのでしょうか。理論的にはそうですが、実際はそんなに簡単ではありません。

なぜなら、先ほどの計算式を見てください。この式の中の「預金の金額」は分かります。「3 分の 1」というのも法定割合だからわかります。問題は、次の「法定相続分」です。法定相続分となると、相続人は誰と誰か、そしてあなたの法定相続分はいくらかということが分からなければなりません。当然、共同相続人が誰であるかの証明が必要です。

例えば、法定相続情報一覧図みたいなものを作って、法務局から証明書をもって、それを銀行に持っていかないと、誰が相続人で、相続割合が何割なのかは確認できません。これが確認できなければ、銀行も払い戻しはしないでしょう。

ということは葬式費用には多分間に合わないということです。本人が亡くなる前から戸籍を全部集めて、亡くなったら、誰が相続人で、法定割合がいくらかということを 2、3 日中に全部整えなければならない。こういうことができる方は非常に少ないと思いますですから葬式費用には間に合わないのです。

でも今はキャッシュカードさえあれば、“そろそろ危ないな”と思ったら、その何日か前から上限 50 万円までを出しに行き、また亡くなってもすぐに銀行には通知せずに、しばらくは毎日 50 万円ずつ出しに行くといったことで対応されるのではないのでしょうか。

こういった制度が、今回創設されましたが、急な資金対応にはたぶん間に合わないのかなと思います。

4. 遺言制度の見直し

次は遺言制度の見直しです。

遺言には普通方式と特別方式がありますが、ほとんどは普通方式の「自筆証書遺言」か「公正証書遺言」のいずれかで作成されています。

公正証書遺言の作成件数の推移を見ますと、平成元年の4万件が平成30年には11万件を超える数になっています。遺言書が必須のものだという認識は徐々に高まってきていますが、実際に書いておられる方はまだ少ないのが現状かと思えます。

自筆証書遺言については、作成件数の統計の取りようがありません。しかしながら出口での遺言書の検認手続き件数を調べれば、おおよその推移は推測できます。

これによれば平成29年は17394件で、平成11年のほぼ倍になっています。自筆証書遺言の作成件数も年々増えてきているということです。

この自筆証書遺言は、これまで次のような問題がありました。

1つは、遺言書の全てを自分で書かなければならないことです。入院していて、自分で字が書けないというような状況にあれば、自筆証書遺言は作成できません。

2つ目は、紛失や改ざんの心配があります。

3つ目は、様式不備や内容不備による無効の可能性にあります。

実際、日付が無い遺言書があったりします。ご本人は「平成何年何月吉日」と書かれているのですが、「吉日」と言う日はありません。これは日付のない遺言書となって無効になってしまいます。また自分の名前を書いて、印を押さなければならないのですが、印が無いこともあります。これも無効です。

4つ目は、発見されないリスクがあります。また隠ぺいされるリスクもあります。せっかく遺言書を書いたけれども、誰も見つけてくれなのです。場合によっては、見つけた人が、その内容を見て、破り捨ててしまうこともあるでしょう。これは相続の欠格事由になるのですが、そういうこともあるかもしれません。

それから5つ目として、家庭裁判所での検認手続きが必要です。これは大変手間のかかる手続きではありませんが、そういう少し面倒な手続きも踏まなければなりません。

今回、自筆証書遺言の方式緩和と法務局で自筆証書遺言を保管する制度が創設されることになりましたので、従来のこれらの問題点は、少しは解消されるはずです。

自筆証書遺言ですから、基本自分で書かないといけないという部分は変わりませんが、ただ全文を書かなくてもよくなりました。本文は従来とおりに自書しなければなりません、財産目録の部分は、謄本のコピーでもいいし、ワープロ打ちでもいいとなりました。

また、遺言書は法務局で預かってもらえますので、紛失、改ざん、隠匿といったリスクは回避できます。

なお、法務局で預かってもらうには、遺言者自身が法務局まで遺言書を持っていかないとはいけません。委任状を持って代理人が窓口に行っても受け取ってくれません。ご本人が法務局の

窓口で渡します。その際、遺言書保管官が本人確認を行います。

保管官は本人確認だけではなく、日付が書いてあるか、名前があるか、判子を押しているかといったことも確認します。遺言書を預かる段階で、封をしないで持ってきたというルールになっていますから、遺言書保管官が中身を見て、様式不備なところは訂正させます。そういったことまではやってくれますので、遺言書が無効になることはこれで防止できるはずですが。

公正証書遺言は、公証人役場まで行って、それなりの費用を払って、さらに証人2人を頼まなければなりません。あれやこれやコストが掛かりますが、自筆証書遺言は非常に簡単で、費用も圧倒的に安く済むはずですが。

法務省から料金等の公表はまだありませんが、遺言書を保管してもらうための費用は多額にはならないと思います。

ですから、遺言書を書かなくてはと思っている方の中には「公正証書遺言は少しハードルが高いが、自筆証書遺言なら」というような方が、今後多くなってくるのではないのでしょうか。

ということで今年の1月13日以後に作成された遺言書は財産目録については自書でなくても構わないということです。

なお、この自筆証書遺言は来年7月10日から法務局で預かって貰えますが、預けなければならないという規定ではありません。“預けることができる”という規定ですから、手許に置いておいても当然有効です。

また預ける時は、バラバラにしてホッチキス留めもしないで持って来てくださいという要件が定められると思います。というのは遺言書を預かるときに、法務局は遺言書そのものを預かりますが、それをそのままスキャンして電子ファイルにして保管しますので、ホッチキスで留めたり、糊付けしているとできない。ですからバラバラの状態を持って来てくださいということになるはずですが。

ところで法務省のHPに出ている見本の自筆証書遺言は“こんなに簡単になった”という主旨で、非常に簡略化したものを載せていますが、この見本はあまりにも酷い。相続させる人は、遺言者とどのような関係かということで、遺言者の長男とか遺言者の妻とか、その関係と名前と生年月日ぐらいは最低限入れてください。確実にその人であると限定できるような書き方がいるかと思います。

そこで自筆証書遺言の見本を《資料3》でお示ししておきます。

先程も少し触れましたが、これからは公正証書遺言の作成件数は少し減るのではと思っています。これまで自筆証書遺言が一番怖かったのは発見されないリスクや改竄されるリスクだったのですが、これからは法務局が預かりますので、そういう心配は解消するはずですが。自筆証書遺言の方が簡単だということで、今後増えていくかと思っています。

5. 遺留分制度に関する見直し

①相続人への生前贈与は過去10年以内のものに限る

次は遺留分制度に関する見直しです。

せっかく遺言書を残しても、遺留分の侵害があれば遺留分権利者から、その侵害した分を払って欲しいとの請求があれば、払わなければなりません。

この遺留分は配偶者、子、親には権利がありますが、兄弟姉妹の場合は、たとえ相続人になったとしてもその権利はありません。第三順位には遺留分はありません。

ですから子のいらっしゃるご家庭の場合、親が当然先に亡くなるでしょうから、配偶者の兄弟に渡したいという時は、遺言書を残しておけば相続させることができます。

逆に配偶者には渡さないという遺言書があったとしても、配偶者には遺留分がありますから、遺留分請求はできます。

では実際の遺留分の額はどう計算するのかというと、遺留分権利者が持っている総体的遺留分と個別的遺留分を掛け合わせたものです。計算式は《資料4》をご覧ください。

ただ計算に際して少々問題になるのは、生前にあった財産は一体いくらなのかということ です。これは若干ややこしいので《資料4》の一番下の図表でもってご説明します。

遺留分は、亡くなった時に財産がいくらあったかをベースに考えます。つまりプラスの財産からマイナスの財産を引いた正味の財産総額を元に考えると一般的には思われていますが、法的にはそうなっていません。

法的には、財産額を計算する時に「相続前1年以内の生前贈与」分も遺留分に加算します。つまり亡くなる1年前に相続人以外の誰かに贈与していれば、当然その分の財産は減りますので、これは一旦相続財産に戻して計算します。

さらに厄介なのは「特別受益＝相続人への生前贈与」です。この相続人への生前贈与も一旦相続財産に戻して計算します。

この「相続人に対する生前贈与」については、その期限がないのです。何十年も前の物も全て元に戻して計算します。しかしながら実際問題として、20年も30年も前の贈与まで元に戻してと言われたら、その立証も難しいし、争いの元にもなりかねない。これでは非常に不安定になるということで、今回の改正で、この「相続人への生前贈与」については、原則過去10年以内のものに限ると期間を限定しました。

そうしますと、実務では次のようなことが起こります。それは平成15年に相続時精算課税という贈与の制度ができて既に15年以上経っていますが、この制度を利用していればどうなるかです。

この相続時精算課税制度を利用した場合の贈与では2500万円の特別控除があります。それを超える部分については20%の税率で取りあえず仮払い的に払っておいて、相続時にその財産を戻して相続税の課税を行います。その際、既に支払った贈与税分は相続税から控除されます。こういう制度です。

そこで例えば平成15年の制度誕生とともに、まとまった財産をこの制度を利用して贈与している人がいれば、今回遺言書があれば、この先貰いした財産は10年以上前の贈与だから遺留分

の計算に入れなくてもいいということになります。ということは、この制度を利用した人にとってはかなり有利に働きます。

その他にもこんなウルトラCもあります。それは例えば、5年前に自社株の評価額が大きく下がったそのタイミングで、精算課税で貰ったような場合です。一番下がったタイミングで贈与を受けたとして、その後、株価は大きく上がって亡くなった時の株価は貰った時の3倍に値上がりしていたという事例で考えてみます。

この時、遺留分に加算する金額は、贈与を受けた時の金額で戻しません。精算課税制度では贈与を受けた時の価格で相続財産に戻しますが、遺留分計算では、貰った財産は相続開始時の価格で行います。

ではウルトラCは何かと言いますと、1年以内の生前贈与は加算されますが、相続人については今回の民法改正で10年以内のものだけ加算ですから、もらった人が相続人でなければ、ともに加算されないのです。

といっても精算課税で貰うというのは父母又は祖父母から20歳以上の子または孫ですから、通常相続人です。でも亡くなった後からでも相続人でなくなることはできます。相続放棄すればいいのです。

相続放棄すれば、相続人ではなくなります。ですから5年前に貰った生前贈与が遺留分の中に入っているいろいろな言われるのが嫌だったら、相続放棄してしまえば、遺留分の財産の中には入らないということになります。

②遺留分減殺請求の見直し

さらに大きな改正は、遺留分減殺請求権の効力及び法的性質が見直しされ、遺留分侵害額請求権に変えられることになったことです。では遺留分の「減殺請求権」が「侵害額請求権」に変わると、実務的にどんな影響があるのか。

従来、遺留分減殺請求が申し立てられても、全ての財産は、相続人による共有状態になっていますので、すぐには分けられません。ですから最悪の場合、共有状態の財産を分割するために訴訟に至ることもあります。未分割の株式も準共有状態になり、その株式の議決権の行使を行うことができなくなることもあります。

この減殺請求権が、侵害額請求権つまり債権に変わったらどうなるかと言うと、遺留分の請求があったとしても、これは侵害額の請求権ですから金銭債権です。ですから共有状態にはならないのです。

弁護士の観点からいうと、これで争いの大きな問題点は解消されることになりますので、この効果は非常に大きい。7月1日以後に亡くなれば、共有状態ではなくなるのです。

それから、相当以前の贈与でも、相続人に対する贈与は原則として遺留分の算定基礎財産とされますから、相続人に対する生前贈与は、受贈者にとって無意味なものになることが危惧されますが、相続人に対する贈与は過去10年間のものに限りませので、時間の経過とともに法的

安定性は高まると期待されます。

ただこの10年に限るといえるのは遺留分請求に係る改正ですから、遺言書が残されていない場合は、相続人に対する特別受益の計算は10年に限らず、相続開始前に行われたものすべてがみなし相続財産として計算することになります。ここは要注意です。

ですから、先に財産を貰っている人がいる、貰っていない人がいるといった状況で、例えばお父さんが亡くなったとき、財産を平等に分けようと思えば、先に貰っている人は、今回の相続ではそれに見合うだけ少なくなるのが平等な考え方です。

今回は、そのところの改正ではありません。“10年以内の分に限る”という話は、遺言書があって、遺留分の計算をするときだけの話です。

ですから遺言書が残されていなかったら、10年以上前にもらったものは特別受益として一旦テーブルに乗せなければなりません。それを基に法定相続分で分けることになります。

こういうことになりますので、遺言書があるなしで貰える金額は大きく変わってくるようになります。

6. 特別寄与制度の創設

①相続人以外でも寄与が認められる

次は特別寄与制度の創設です。寄与分制度は、昭和55年の民法改正で創設されました。これは共同相続人の中で、被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与があった場合、その人に少し多めに渡してもいいですという制度です。

これは“共同相続人の中”と、その範囲を限定していますから、相続人しか認められません。しかし一般的には、両親と長男家族と一緒に生活していて、この両親の面倒は同居している長男の嫁が見ているというパターンが多いのではないのでしょうか。

問題は、この長男の嫁は養子縁組していなければ、相続人には該当しないので、この寄与分制度には預かれないのです。嫁が一生懸命、義理の両親の面倒を見たとしても、従来の寄与分制度では全く救済されないのです。

これはあまりにも不憫だということで、平成4年の神戸家庭裁判所の判決では、実質は長男の嫁が義理の両親の面倒を見てきたが、長男と一緒に面倒をみてきたという体裁を取って、長男に寄与分を認めるという大岡裁判のような判決を出しています。

そういうような形で長男の嫁の寄与を認めているケースはあるのですが、この場合でも、寄与は嫁ではなく長男だとしています。ですから長男が先に亡くなれば、もう救済のしようがないのです。

それを今回改め、相続人以外にも特別寄与を認めることにしました。これによって長男の嫁が義理の両親の面倒をみていた場合、特別の寄与があったとして、長男が先に無くなったとしても、そこに寄与を付けることができることになりました。

また昨今、子が親の面倒を見ないので、近くにいる兄弟が面倒を見るといった場合もありま

す。そういう時でも、相続人以外である兄弟に寄与が認められるのです。

ただ従来の寄与制度は昭和55年に創設されたのですが、これまであまり大きな金額は認められていません。いくつかの裁判例をみても、自分の体を壊すくらい一所懸命面倒みて、やっと少し認められる程度です。

通常の扶養義務の範囲をはるかに超える寄与がなければ認められないのが実情です。今回、新たに特別寄与制度ができましたが、相続人間の話し合いが上手くまとまれば、それなりの金額を認めてもらえるかもしれませんが、いざ裁判になれば、期待したほどの額は貰えないのではないのでしょうか。

②寄与分の設例

ではこの特別寄与制度について、設例で少し検討してみます。

お父さんは4億円の財産を残した。相続人は長男、長女の2人。長男の嫁に特別の寄与があったとして、遺贈により800万円を渡すことになった。ただし、過去2年間に合計1000万円の贈与を受けていた。そういう設例です。

そうすると結論から言うと大変なことになります。長男の嫁が特別寄与で受けとった800万円も相続税の対象になります。ですから《資料5》のように、遺産4億円は長男と長女で1億9600万円ずつ、長男の嫁に800万円と分けます。ここまではハッピーです。

ところが、義理のお父さんが長男の嫁に生前に贈与していたとすると、話は少しややこしくなります。なぜなら長男の嫁は、特例寄与分を受けたことによって相続又は遺贈によって財産を取得した人に該当し、その人が亡くなる3年以内に贈与を受けていたら贈与税の生前贈与加算の対象になるからです。

特別寄与で1円も貰わなかったら、過去の贈与税だけで課税関係は終了しますが、寄与分で800万円貰えば、これは遺贈によって取得したことになりますので、過去3年以内の贈与分がここに加算されるのです。

設例では2年間に合計で1000万円の贈与を受けたとしましたので、それが相続財産に加算されます。既に払った贈与税は、相続税との二重課税になりますので、その分は控除されますが、長男の嫁は、亡くなったお父さんの配偶者でもなければ一親等の血族でもありませんので、相続税額の2割加算の対象になってしまいます。

この2割加算で計算してみますと、長男の嫁は特別寄与料で800万円貰ったけれども、相続税は490万円も払わないといけないことになってしまいました。寄与で貰った金額の半分以上が税金で消えてしまうのです。

この設例では、折角寄与分をもらったのに、こんなに多額の税金がかかってしまう結果になってしまいました。

結婚子育て資金制度では、使い残し金額は相続又は遺贈によって取得したものとみなし相続財産に加算されますが、その金額については生前贈与加算の判定の時の相続又は遺贈によって

遺贈の範疇には入れないとしています。2割加算もしません。こういう手当を特別寄与でも認めてもよかったのではないかと個人的には思っています。

7. 遺言書の保管に関する法律

①保管制度が来年7月10日からスタート

先ほども申し上げましたが、自筆証書遺言を法務局で保管する制度が来年の7月10日からスタートします。預かるのは自筆証書遺言だけです。公正証書遺言は公証役場での保管です。秘密証書遺言は、公証人が関わって遺言者が封筒の中に自分の遺言書を入れるというここだけを証明する制度です。これはどこも預かってくれません。

自筆証書遺言の保管申請は、遺言者が法務局（遺言書保管所）に自ら出頭して行われなければならないとされています。その際、保管官はその遺言書を持ってきた人が本人かどうかをマイナンバーカードとか運転免許証といったもので確認します。確認の際、保管官は「貴方の意思で書いたのですか」といったやり取りも通常行いますので、検認手続きは要らないことになっています。

②保管の申請を撤回

法務局に預けた遺言書はいつでも撤回できます。遺言書を書いて法務局に預けたけれども、それを撤回して他のものに変えたい思った時は、本人が法務局の保管所窓口にいけば自筆証書遺言の返還を受けることができます。

ここが公正証書遺言と違うところです。公正証書遺言は、公証人から謄本と正本の写しをもらいます。原本は公証役場で管理します。だから手元にある写しの遺言書を破棄しても、遺言書の撤回にはなりません。

そうなのかということで、公証役場に行って「私は本人です。遺言書を返して下さい」と言っても、返してはくれません。厳密にいうと、これは自分が書いた遺言書ではないからです。自分の意思を公証人に伝えて、公証人が作成したものです。公証人が作成したものだから、公証役場から原則外には出せないのです。

では公正証書遺言を撤回したいと思えばどうすればいいのか。それは新たに公正証書遺言を作るか、あるいは自筆証書遺言を書いて、その遺言書に「いついつ作成した公正証書遺言は撤回する」という意思表示をしなければなりません。これをしないと撤回できませんので、結構面倒です。こういうところが公正証書遺言のデメリットです。

自筆証書遺言は、自分が法務局に行けば返還を受けられます。電子ファイルも抹消されます。

③保管の有無の照会、相続人による証明書の請求

遺言書を預けた人が亡くなったので、相続人の誰かがその遺言書の保管の有無を照会、閲覧あるいは証明書（遺言書情報証明書）の発行を受けたら、法務局から関係者にその旨の通知が

いきます。遺言書があったことを他の相続人に知らせる制度です。

自筆証書遺言書が法務局に預けられていることを誰かが知っていて、先にそれを見て、自分に不利な内容なら知らないことにしておこうといったことが起こらないように、法務局は関係者に通知するのです。

では一体誰が関係者かということですが、遺言書を預ける時に、遺言の内容に関わる人の名前や遺言執行者については全て連絡先を書いておく様式で預けることになっていますので、それを元に関係者に通知がいきます。

公正証書遺言と秘密証書遺言については、現在これらの遺言書が作成されたか否かは公証役場で検索することはできます。遺言者の方が亡くなられたので、相続人から委任状を頂いて、私どもが公証役場に行きますと、どこの公証役場で作成されたものであっても、公正証書遺言が作成された記録があれば、その旨の回答はいただけます。

手元に遺言書の控えが無かったも、公正証書遺言であれば、原本は公証役場に保管されていますので、どの法務局で保管されているかも開示してくれます。その公証役場に行けば再発行は可能です。

自筆証書遺言は、作成されたことはわかっていますが、その原本を発見できなかつたら陽の目を見ませんが、公正証書遺言や保管された自筆証書遺言は、作成の有無は確認できるのです。

さらに言えば我々税理士が「遺言書ありますか」と遺族にお尋ねして、「これが遺言書です」と提示されて、「はいそうですか」と、それだけを受け取ると間違ってしまうこともあります。なぜなら遺言書は一通とは限らないからです。

複数ある場合、抵触する部分は新しい遺言書が優先します。ですから両方並べてみないと分からないのです。例えば古い方の遺言書に「預金は妻に」とあって、新しい方には「不動産は長男に」と、これしか書いていなければ、内容は抵触していませんから2つとも有効です。

それが前の遺言書には「預金と不動産は妻に」とあったのに、新しい方に「不動産は長男に」と書いてあれば、不動産の部分は抵触しますから、新しい遺言書が優先されます。

ですから、遺言書は複数ある場合も十分考えられますので、提示された遺言書が優先するかどうかはわからない。まずは検索しないといけないということです

今は公証役場だけの検索だけで済みますが、来年7月10日以降は法務局も検索しないといけなくなります。

分割協議が終わった後で、遺言書が発見されると大変です。場合によっては、遺産分割協議そのものが無効にもなりかねません。ですから遺言書の検索は欠かせないのです。

8. その他

①成年年齢を18歳に引き下げ

ここからは平成31年度税制改正のうち、民法等の一部改正に係る部分に限定して説明させていただきます。

今回の民法改正で、成年になる年齢を18歳に引き下げることになりました。これによって相続税の未成年者控除の年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これまでは20歳に達するまで1年あたり10万円の税額控除がありましたが、これが18歳までとなります。

それから相続時精算課税は、60歳以上の父母又は祖父母から20歳以上の子または孫に渡す制度ですが、これも18歳以上の子又は孫に変わります。

贈与税の税率の特例でも、直系尊属から20歳以上の子や孫に贈与した場合、一般の贈与税の税率よりも少し緩やかな累進税率の適用がされますが、これも18歳以上の子や孫に変わります。

さらに非上場株式に係る贈与税の納税猶予制度も20歳以上とされていますが、これも18歳以上に変わります。

またジュニアNISAで口座開設等を行うことができる年齢も18歳未満に変更されます。

基本は民法の成年年齢の改正に合わせて、令和4年4月1日以後から施行されることになっていますが、ジュニアNISAだけは翌令和5年1月1日以降の口座開設からの適用となります。

また成年年齢が18歳以上と2才引き下げられることによって、遺産分割などを行う時に、今であれば19歳は未成年だけれども、今後19歳は成年ですから、特別法定代理人の選任手続きも要らなくなります。

この年齢に関して、相続関係の全てで緩和されるのかと言うと必ずしもそうではなく、住宅取得等資金の贈与税の非課税制度及び相続時精算課税選択の特例については、年齢要件の見直しは行われません。留意しておかなければなりません。

②配偶者居住権の評価方法

配偶者居住権は来年4月1日以後の相続開始分から適用されますが、これに伴って配偶者居住権の評価方法が、今回の改正で定められました。

配偶者居住権は、下記算式のように建物部分の権利と敷地部分の権利を合計したものとなります。ただし建物が古ければ、建物部分については評価額が出ないこともあります。建物部分に金額が出なくても、敷地部分についてはいくばくかの金額は出ますので、配偶者居住権は設定できます。

《算式》

建物＝建物の時価－建物の時価×（残存耐用年数－存続年数）÷残存耐用年数×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

敷地＝土地等の時価－土地等の時価×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

○設例1（資料6）

この配偶者居住権をどう考えるかを、まず住居専用住宅の場合（設例1）でご説明します。

配偶者居住権は、通常終身で設定することが多いかと思いますが、では終身とは一体何年か

ということです。これは「平均余命（資料 7）」でみます。

この平均余命は男女別、年齢別で財務省令で定められていますので、これによってあと平均何年生きられるかをみて、複利現価率でもって評価することになっています。

配偶者居住権は、大体高齢になってからが多いかと思いますが、設例 1 での女性は 75 歳としましたので、平均余命は 15 年です。民法に定める法定利率は 3 年ごとに見直しがあり、来年 4 月から 5%が 3%に引き下げられますが、この複利表によれば複利現価率 0.642 で先ほどの建物部分と敷地部分の計算式で計算します。

結果、配偶者居住権等の価額は 2955 万円になります。

この分を配偶者が相続します。残り部分は負担付き所有権になります。

○配偶者居住権を取得した場合の有利不利（設例 2＝資料 8）

次は夫婦に子が 2 人の標準的な家族で、配偶者居住権を設定した場合、相続税は得になるのかどうかを検証してみます。相続で揉めるとか、残された配偶者の居住の安定のためとか、そういうことは一切抜きにして、税だけで有利不利を見た時、どうなるのかを検証します。

通常、配偶者の相続税は法定相続分又は 1 億 6000 万円のいずれか多い方で配偶者の税額軽減が適用されますので、税額は 0 です。配偶者に相続税はかかりません。

でも問題は、その配偶者が亡くなったら、相続した財産と配偶者固有の財産を合算した金額が、次の相続税のベースになります。ですから相続は 2 次相続まで考えて対策を取らなければなりません。

最初の相続で、配偶者が法定分を相続すると相続税は少なくて済みますが、その次の 2 次相続で税が重くなるというのは、一般にも認知されてきているようで、最近では 1 回目の相続で、配偶者に少な目に相続させるパターンが増えてきています。

ということで、この設例 2 では、配偶者は目一杯相続しないということで作ってあります。

結論は〈資料 8〉をご覧いただければお分かりのように、配偶者が配偶者居住権を取得した方が有利ということです。

一次相続で有利に働くということです。2 次相続ではどちらも同じです。変わりません。なぜなら配偶者居住権は、配偶者が亡くなれば消滅してしまいます。ですから 2 次では課税がないのです。

これに関連して、懸念されていたのは、配偶者居住権は建物だけではなくその敷地にも権利が及びますが、その敷地部分について小規模宅地等の特例対象になるかどうかということでしたが、このほど政省令が出て、通常要件を満たせば、その敷地についても小規模宅地等の特例は受けることができるとなりました。

ですから負担付き所有権を取得した長男にも、その長男が同居している場合で、要件を満たせば、この負担付き所有権の部分も小規模宅地等の特例の適用があるということです。

③遺留分制度の見直しと相続税への影響

相続人に対する生前贈与があつて、それに加えて遺言書が残されている場合と遺言書が残されていない場合では、相続できる財産額は違ってきます。

なぜなら生前贈与があつた場合、遺言書が残っていれば先ほど申し上げたように遺留分の計算時には10年以内のものは遺留分に入れての計算です。

それに対して遺言書が無ければ、10年より以前のものもすべて一旦相続財産に戻して、それらをもとにした金額で、遺産分けをするからです。

設例の〈資料9〉の遺言がある場合、長男のもらえる金額は2億2000万円ですが、平成15年に買った株がその当時1億円だったのが、今は仮に3億円に値上がりしているとすると、4億2000万円の相続ができたこととなります。

ところが遺言書が無かったら、法定相続分で計算すれば、長男が貰った1億円が今3億円になっていますから、長男は既に3億円貰ったこととして計算します。ですから遺産分けでは、長女が残った財産を全部相続するという遺産分けになってしまうのです。

このように遺言書があるかどうかで長男の貰える金額が違ってきます。遺言書があれば10年以上前の贈与は遺留分の対象から外れます。ここに大きな差が出てきます。

さらに相続人以外の方でも、遺言書がある場合と無い場合では違ってきます。相続人以外なので1年以内の贈与だけが遺留分の対象になりますが、そののところも遺言書がある場合と無い場合で違ってきます。

(終わり)

【資料 1】 居住建物の共有関係と配偶者居住権の可否

	共有関係	配偶者居住権の取得の可否	
①	被相続人（父）の単有	可	最も多く想定される事例で、配偶者居住権を取得できる。
②	父と母の共有		配偶者居住権の成立を認めたとしても、不利益を受ける者はいないことから、配偶者居住権を取得できる。
③	父と子の共有	不可	母が居住を継続するためには、父の持分（所有権）の一部又は全部を取得する、又は他の共有者と賃貸借、使用貸借等の契約をする等の方法が考えられる。
④	父、母、及び子との共有		母が共有者であるため、直ちに退去する必要はないものの、母が居住を継続するためには、他の共有者と賃貸借又は使用貸借等の契約をしておく必要がある。

【資料 2】 法定相続分が 1/2 である相続人が銀行に払い戻し請求できる金額

預金の種類	遺産の額（残高）	単独で権利行使できる額
普通預金	150 万円	25 万円
定期預金	300 万円	50 万円
合 計	450 万円	75 万円

※普通預金から 75 万円、定期預金から 0 円という払い戻しはできません。また、銀行の約定で「定期預金の一部払い戻しはできない」としている場合、銀行は定期預金部分については払い戻しを拒否することが可能です。

【資料3】自筆証書遺言の見本

遺言書

遺言者・山本春雄は、以下のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、遺言者の有する現金、預貯金、上場株式、投資信託及び有価証券を、遺言執行者によって解約・換金処分し、遺言者の債務及び葬式費用を控除した残額（第2条において「現金等の残額」という）を、長女・〇〇夏子（昭和〇〇年〇月〇日生まれ）及び二男・山本次郎（昭和〇〇年〇月〇日生まれ）に、それぞれ1/2（1人当たり5,000万円を上限とする）ずつ相続させる。

第2条 妻・冬子（昭和〇〇年〇月〇日生まれ）に、別紙1の不動産及び第1条の現金等の残額がある場合にはその残額を相続させる。

第3条 長男・山本太郎（昭和〇〇年〇月〇日生まれ）に、別紙2の不動産及び別紙3のゴルフ会員権を相続させる。

第4条 遺言者は、遺言者の有する前条までに記載した財産を除くその余の財産全部を、前記妻・冬子に相続させる。

第5条 遺言執行者として前記山本太郎を指定する。遺言執行者に対して遺言執行に必要な一切の権限（貸金庫の開扉、内容分の受領、貸金庫契約の解約等を含む）を付与する。

第6条 遺言者は、前記妻・冬子が遺言者の死亡以前に死亡していた場合は、第2条及び第4条により同人に相続させるとした財産全部を、前記山本太郎に相続させる。

令和元年7月1日

大阪市北区大淀南1丁目2番3号

遺言者 山本 春雄 ㊞

自筆証書遺言を作成する場合に、以下のように記載するようにします。

- ①受遺者の名前だけを記載しても、同姓同名がいることから、遺言者との続柄や受遺者の生年月日を付記することが基本です。
- ②金融資産は遺言書作成時から遺言者の死亡までの間に、取引金融機関の変更や、金額の増減が考えられることなどから、金融機関を特定することなく相続開始時の金融資産を換金・処分し

て現金化し、その金額を持分で相続させるように記載する方法が無難です。

- ③遺言者の債務及び葬式費用などについて、誰がどのように負担させるのかについても言及しておくことが賢明です。
- ④遺言書に書き切れない財産については、一括して相続させる人を指定しておくようにします。
- ⑤遺言執行者を指定しておきます。遺言執行者の定めがあれば、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができます。(民法 1012 条②)
- ⑥受遺者が遺言者の配偶者や兄弟姉妹の場合には、遺言者よりも先に死亡することも想定されることから、補充遺贈をしておくことが望ましいと考えられます。

【資料 4】 遺留分の割合と計算方法等

① 総体的遺留分の割合

法定相続人	遺留分
配偶者と子（直系卑属）	被相続人の財産の 1/2
配偶者と親（直系尊属）	
配偶者のみ	
子（直系卑属）のみ	被相続人の財産の 1/3
親（直系尊属）のみ	
兄弟姉妹	遺留分の権利はありません

② 個別的遺留分の割合

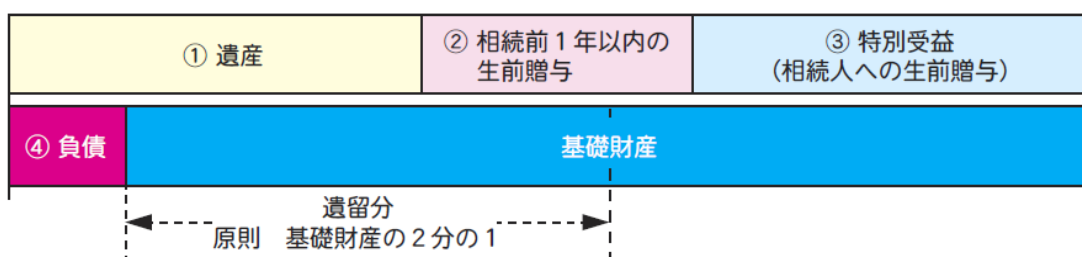
遺留分権者が複数いるときは、上記の全体としての遺留分の割合に、個々の相続人の法定相続分を乗じたものがその相続人の遺留分の割合になります。

遺留分権利者	法定相続割合
配偶者と子	配偶者 1/2・子 1/2（複数人いる場合は均等）
配偶者と親	配偶者 2/3・子 1/3（複数人いる場合は均等）
配偶者のみ	配偶者すべて

（算式）

個別の遺留分の額 = (相続開始の時に有した財産の評価額 + 贈与財産の評価額 - 債務) × 総体的遺留分 × 個別的遺留分

【遺留分権利者が配偶者や子などである場合の遺留分の計算の図表】



(注 1) 相続開始前1年前の日より前にした贈与でも、契約当事者が遺留分権利者に損害を与えることを知って行ったものは算入されます（民法 1044 条）。

(注 2) 生前贈与が相続人に対して行われ、それが特別受益に該当する場合でも、原則として 10 年以内の贈与に限り遺留分算定基礎財産に含まれます。（民法 1044 条）。また、相続人が相続の放棄をした場合には、原則として相続前1年以内の贈与に限り、遺留分算定基礎財産に含まれます。

【資料 5】 寄与分の設例（生前贈与を受けている場合）

1. 被相続人 父（平成 32 年 4 月死亡）
2. 相続人 長男・長女
3. 特別寄与者 長男の妻（被相続人から平成 30 年及び 31 年にそれぞれ 500 万円の贈与（贈与税 53 万円）を受けている。）
4. 相続財産と特別寄与料
その他の財産 4 億円（うち、特別寄与料 800 万円）
5. 遺産分割 特別寄与料を控除した残額を法定相続分どおり相続する

6. 相続税の計算

（単位：万円）

	長男	長女	長男の妻
その他の財産	19,600	19,600	800
生前贈与加算	—	—	1,000
課税価格	19,600	19,600	1,800
相続税の総額	11,320		
各人の算出税額	5,412	5,411	497
相続税額の二割加算	—	—	99
贈与税額控除	—	—	△106
納付税額	5,412	5,411	490
合計税額	11,313		

この設例の場合、特別寄与料を受け取った長男の妻は相続税額の二割加算の対象者であり、さらに被相続人から生前贈与を受けていたことから、相続又は遺贈によって財産を取得した者に該当し、その贈与財産は相続開始前 3 年以内の贈与であることから、生前贈与加算として相続財産に加算されます。

その結果、特別寄与料 800 万円を受け取っても税引き後は 310 万円しか残らないこととなります。

【資料 6】 配偶者居住権の金額－住居専用住宅の場合－

1. 母（75 歳）が配偶者居住権（終身利用する）を取得

①平均余命 15 年（財務省令で定める平均余命を用います。）

②法定利率 3%の場合の複利現価率（15 年）0.642

2. 居住用不動産の価額

①父が所有する土地 5,000 万円（自用地評価額）。

②①の土地上に住居専用住宅（自用家屋の評価額 1,500 万円）が建っていて、父がすべて所有している。

3. 配偶者居住権等の評価額（相令 5 の 8①三）

①建物（法定耐用年数 22 年・築後 10 年経過）

$$1,500 \text{ 万円} - 1,500 \text{ 万円} \times (23 \text{ 年} - 15 \text{ 年}) \div 23 \text{ 年} \times 0.642 = 1,165 \text{ 万円}$$

※残存耐用年数 22 年 \times 1.5 - 10 年 = 23 年

②①の敷地

$$5,000 \text{ 万円} - 5,000 \text{ 万円} \times 0.642 = 1,790 \text{ 万円}$$

③配偶者居住権等の価額

$$\text{①} + \text{②} = 2,955 \text{ 万円}$$

【資料 7】 平均余命表

● 複利表

年数	年3%の 複利年金現価	年3%の 複利現価	年3%の 年賦償還率	年2%の 複利終価
1	0.971	0.971	1.030	1.020
2	1.913	0.943	0.523	1.040
3	2.829	0.915	0.354	1.061
4	3.717	0.888	0.269	1.082
5	4.580	0.863	0.218	1.104
6	5.417	0.837	0.185	1.126
7	6.230	0.813	0.161	1.148
8	7.020	0.789	0.142	1.171
9	7.786	0.766	0.128	1.195
10	8.530	0.744	0.117	1.218
11	9.253	0.722	0.108	1.243
12	9.954	0.701	0.100	1.268
13	10.635	0.681	0.094	1.293
14	11.296	0.661	0.089	1.319
15	11.938	0.642	0.084	1.345
16	12.561	0.623	0.080	1.372
17	13.166	0.605	0.076	1.400
18	13.754	0.587	0.073	1.428
19	14.324	0.570	0.070	1.456
20	14.877	0.554	0.067	1.485
21	15.415	0.538	0.065	1.515
22	15.937	0.522	0.063	1.545
23	16.444	0.507	0.061	1.576
24	16.936	0.492	0.059	1.608
25	17.413	0.478	0.057	1.640
26	17.877	0.464	0.056	1.673
27	18.327	0.450	0.055	1.706
28	18.764	0.437	0.053	1.741
29	19.188	0.424	0.052	1.775
30	19.600	0.412	0.051	1.811

● 平均余命表（厚生労働省「平成 28 年簡易生命表」）（単位：年）

年齢	男性	女性	年齢	男性	女性
0 歳	80.98	87.14	50 歳	32.54	38.21
5 歳	76.20	82.37	55 歳	28.02	33.53
10 歳	71.23	77.39	60 歳	23.67	28.91
15 歳	66.26	72.42	65 歳	19.55	24.38
20 歳	61.34	67.46	70 歳	15.72	19.98
25 歳	56.49	62.53	75 歳	12.14	15.76
30 歳	51.63	57.61	80 歳	8.92	11.82
35 歳	46.78	52.69	85 歳	6.27	8.39
40 歳	41.96	47.82	90 歳	4.28	5.62
45 歳	37.20	42.98	95 歳	2.86	3.65

（出典：厚生労働省）

【資料 8】 配偶者居住権を配偶者が取得した場合の相続税の有利不利

配偶者居住権を配偶者が取得した場合の相続税の有利不利を設例で検証してみます。

1. 被相続人 父（平成 32 年 8 月死亡）

2. 相続人 母・長男（父母と別生計で自己の持ち家に居住）・長女

3. 相続財産

① 居住用不動産（敷地面積 300 m²）8,000 万円（うち、配偶者居住権 3,000 万円）

② その他の財産 24,000 万円

4. 遺産分割

① 母は、配偶者居住権 3,000 万円とその他の財産 13,000 万円

② 長男は居住用不動産（負担付所有権 5,000 万円）とその他の財産 3,000 万円

③ 長女 その他の財産 8,000 万円

5. 母（平成 32 年 9 月死亡）固有の財産と遺産分割

現預金 10,000 万円（長男及び長女が 1/2 ずつ相続）、父から相続した財産（長男及び長女が 1/2 ずつ相続）

6. 相続税の計算

（単位：万円）

	父の相続			母の相続	
	母	長男	長女	長男	長女
配偶者居住権	3,000	—	—	—	—
小規模宅地等の特例	(注)△2,400	—	—	—	—
居住用不動産	—	5,000	—	—	—
その他の財産	13,000	3,000	8,000	6,500	6,500
現預金	—	—	—	5,000	5,000
課税価格	13,600	8,000	8,000	11,500	11,500
相続税の総額	5,580			4,240	
各人の算出税額	2,564	1,508	1,508	2,120	2,120
配偶者の税額軽減	△2,564	—	—	—	—
納付税額	0	1,508	1,508	2,120	2,120
合計税額	3,016			4,240	

(注) $300 \text{ m}^2 \times (3,000 \text{ 万円} \div 8,000 \text{ 万円}) = 112.5 \text{ m}^2$ (特例対象面積)

$8,000 \text{ 万円} \times (112.5 \text{ m}^2 \div 300 \text{ m}^2) \times 0.8 = 2,400 \text{ 万円}$ (小規模宅地等の特例減額)

【参考】配偶者居住権を配偶者が取得しなかった場合

6. 相続税の計算

(単位：万円)

	父の相続			母の相続	
	母	長男	長女	長男	長女
居住用不動産（※）	－	8,000	－	－	－
その他の財産	13,000	3,000	8,000	6,500	6,500
現預金	－	－	－	5,000	5,000
課税価格	13,000	11,000	8,000	11,500	11,500
相続税の総額	6,420			4,240	
各人の算出税額	2,608	2,207	1,605	2,120	2,120
配偶者の税額軽減	△2,608	－	－	－	－
納付税額	0	2,207	1,605	2,120	2,120
合計税額	3,812			4,240	

（※）完全所有権で相続し、かつ、小規模宅地等の特例の適用を受けることができない。

【資料 9】 相続人に対する生前贈与がある場合に遺言書の有無による取扱いの差異

1. 被相続人 父（令和元年 8 月死亡）

2. 相続人 長男・長女

3. 相続財産と遺言書

遺言書において、その他の財産 2 億円は、長男 12,000 万円、長女 8,000 万円相続させるとしている。

4. その他 父は平成 15 年に長男へ自社株 1 億円（相続開始時の時価 3 億円）を相続時精算税によって贈与している

5. 相続税の計算

（単位：万円）

	遺言書がある場合		遺言書がない場合 法定相続分により遺産分割	
	長男	長女（※1）	長男（※2）	長女
その他の財産	12,000	8,000	0	20,000
相続時 精算課税財産	10,000	—	10,000	—
課税価格	22,000	8,000	10,000	20,000
相続税の総額	6,920		6,920	
各人の算出税額	5,075	1,845	2,307	4,613

（※1） 遺留分の侵害額又は相続分の判定・・・2 億円 $\times 1/2 \times 1/2 = 5,000$ 万円 $\leq 8,000$ 万円 侵害額なし

（※2） 長男の相続分

みなし遺産価額（2 億円 + 3 億円※） $\times 1/2 = 25,000$ 万円

25,000 万円 - 3 億円 = 22,000 万円 $\therefore 0$ 円

※ 特別受益者が取得した財産の価額は、相続開始の時の価額によることとされています（民法 904 条）。

法定相続分によって相続することになると、長女は父から相続することができる財産額は 2 億円となり、長男の相続分はない（超過特別受益者は最初から相続分がないものとされます（民法 903 条②））こととなります。